

令和8年3月24日

関係団体 御中

厚生労働省

フリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会開催周知について
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。)は、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

(1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

(2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法施行後、法執行においては違反行為について勧告、指導・助言を行うとともに、引き続き周知広報にも取り組んでおります。

今回、本法についてより理解を深めていただくため、下記のとおり、発注事業者及びフリーランス双方を対象としたオンライン説明会を公正取引委員会と厚生労働省の合同で開催します。

貴団体におかれましては、これまで、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、より多くの方に本法説明会に御参加いただきたく、下記の周知に御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

公正取引委員会主催の説明会について

本法の取引の適正化の義務、禁止行為、就業環境の整備の義務等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施しますので、会員事業者へ御案内をお願いいたします（先着・事前申込制）。

1. 開催日時（いずれもオンライン開催）

- 第1回：令和8年4月10日（金）13：30～16：00
- 第2回：令和8年4月22日（水）13：30～16：00
- 第3回：令和8年5月15日（金）13：30～16：00
- 第4回：令和8年5月28日（木）13：30～16：00

2. 説明内容

（1）第1回～第3回

フリーランス法の取引の適正化に関する内容について、勧告事例や取適法（改正下請法）との違いにも触れながら、パンフレットを基に説明を行います。

※就業環境の整備に関する内容についても説明を行います。

（2）第4回

フリーランス法の取引の適正化に係る指導や勧告事例に重点を置いた説明を行います。フリーランス法の基本的な内容を理解している方向けの説明を予定しています。

※就業環境の整備に関する内容についても説明を行います。

3. 申込み方法等

参加を希望される方は申込フォームからお申込みいただきます。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>（公取委ウェブサイト）

以上